

つくば市で
創業を目指す方、
創業後間もない方へ

受講者
募集 ◀

第2回

創業支援 セミナー

つくば市で本気で創業を考えている方(これから1~2年の間に事業を始められる方)のための実践的なセミナーです。ビジネスにおいて起業は単なるスタートです。始めようとしているビジネスを継続させることが第一の目標です。そのために必要な創業計画に関わる有効なポイントを学びます。セミナーでは創業者の体験談や質疑、グループワークを通して幅広い視点を獲得するメリットもあります。ぜひご参加下さい。

商工会の創業支援セミナーを受講すると3つのメリットがあります

メリット1 事業が成功しやすくなる

このセミナーでは、「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」「金融」の知識を身に付け創業計画を立てられます。事業を成功しやすくするには、様々な知識が必要とされますので、すぐに役立つ内容となっています。

メリット2 国の特例を活用できる

本セミナー修了者には、「創業支援事業計画」に基づく特定創業支援事業の支援を受けた創業者としてつくば市が証明書を発行します。これにより、つくば市内で創業する方には、法人設立時の登録免許税の軽減や、融資を受ける際に創業関連保証枠の拡充等の優遇措置を受けることができます。

メリット3 つくば市で創業の体験談が聞ける

つくば市で実際に創業をした経営者を招き、創業のきっかけ、創業の想い、現在の取り組みを語ってもらいます。創業に対する不明点を経営者・中小企業診断士・経営指導員に直接ぶつけてみましょう。創業計画の策定もフォローいたします。

- ▶ 開催日 裏面参照(全6回)
- ▶ 時間 午後6時~9時
- ▶ 会場 つくば市商工会桜会館(旧桜支所)(つくば市東岡441-1)
- ▶ 受講料 2,000円(全6回分)
- ▶ 定員 30名
- ▶ 申込 裏面の申込書と受講料を商工会までご持参ください。

お申込み、お問い合わせ先



ibarak!

つくば市商工会 (担当:口田、飯嶋)

つくば市筑穂1-10-4(大穂庁舎2階)

TEL 029-879-8200 FAX 029-879-8822

URL <https://www.tsukuba-cci.or.jp>

e-mail sougyou@tsukuba-cci.or.jp



つくば市商工会

◆ カリキュラム

開催日	内 容	講 師
第1日 9月25日(水)	【経営】 ・経営に関する基礎知識(経営を取り巻く環境・創業を成功させるポイント・創業への想い) ・経営者の体験談・創業に関わるなんでも相談室(質疑応答)	中小企業診断士 社会保険労務士 山内 昭廣 氏 清瀬 和彦 氏 畠山 佳樹 氏
第2日 10月2日(水)	【経営・財務】★自社分析の手法と決算書の基礎を学ぶ ・SWOT分析(自分の強みの見つけ方)・必要な資金の調達方法 ・決算書の見方・簡単な事業計画の作り方(売上、原価、利益)	
第3日 10月10日(木)	【人材育成】★創業で覚えておくべき労務知識 ・雇用に関する経営を取り巻く状況・雇用に関するルール ・人材育成・モチベーションについて・創業時に必要な事務手続き 他	
第4日 10月17日(木)	【販路開拓】★経営している方も意外と知らない 創業で失敗しないためのマーケティング ・売れる仕組みづくり・マーケティングでありがちなパターン ・マーケティングの考え方の流れ・超マーケティングのススメ	
第5日 10月23日(水)	【財務】★創業計画を作ってみよう 融資を受けるポイント(日本政策金融公庫土浦支店 融資担当者) ・経営に関する補助金、施策についての説明・個別相談(創業計画)	
第6日 10月30日(水)	【総合】★創業計画をもとに創業の疑問点を解消しよう フォローアップ(個別相談) ・創業に向けた課題解決のための個別相談	

つくば市商工会は、つくば市、つくば研究支援センター、筑波大学、市内研究機関、地域の金融機関等と連携して創業者を支援します

ワンストップ相談窓口 相談受付中

令和元年度 第2回 創業支援セミナー 受講申込書

氏 名	フリガナ	性 別	男 ・ 女
		生年月日	S H / /
住 所	〒()		
電 話		F A X	
携 帯 電 話		e - m a i l	
創業(予定)業種		開業(予定)年月	
現 在 の 職 業	①会社員・公務員 ②経営者・役員、自営業、自由業 ③パート・アルバイト ④専業主婦 ⑤学生 ⑥無職		
本セミナーを何で 知りましたか	①商工会(窓口、広報紙、HP等) ②常陽リビング ③新聞広告(新聞名:) ④市役所(窓口、HP等) ⑤金融機関 ⑥その他()		

※受講申込書により知り得た情報は、商工会からの連絡・情報提供に利用するほか、法令に基づいて求められる以外は、受講者本人の同意を得ないで他の目的には使用いたしません。

※30分以上の遅刻・早退は原則欠席扱いとします。